

# 特殊車両通行許可（特車） 申請ガイド

ルート・軸重整理から電子申請・交付までをわかりやすく解説

かめやま行政書士事務所 代表 亀山由佳 登録番号 第23101004号

# 特殊車両とは

## 定義（道路法第47条の2）

道路構造を保護するため、一定の重量・寸法を超える車両には、「道路管理者の通行許可」が義務付けられています。

## 主な対象車両

- 大型トレーラー（コンテナ輸送等）
- クレーン車・バックホウなどの建設機械
- 重機運搬用セミトレーラー
- タンクローリー・フルトレーラー

# 許可が必要となる基準

## 寸法基準

- 長さ：12.0m（単車）／16.5m（連結）超
- 幅：2.5m超
- 高さ：3.8m超

## 重量基準

- 車両総重量：25t（単車）／44t（連結）超
- 軸重：10t超、輪荷重：5t超

## 改訂ポイント（2025年）

- 「軸重分布」「輪荷重」「タイヤ間距離」が必須項目化
- 連結時は連結状態での総重量・寸法を登録

# 許可不要のケース／よくある誤解

- 4t・10t車など、構造・積載が基準内の車両は不要。
- ただし積載物による超過は対象。
- 恒常的に超過構造の車両（例：大型クレーン車）は「恒常許可」（期間1年）。
- 千葉県内では橋梁や重量制限標識のある区間での運行に特に注意。

# 申請の流れ（電子化対応）①

## 2025年から原則オンライン （窓口・オフライン）依存

申請は原則オンライン（国のオンライン申請／自治体の電子申請）で受け付けられます。

ただし、経路や道路管理者によっては書面（FD・紙）や窓口提出が必要な場合があります。

最新の受付方式は、該当する道路管理者の案内に従ってください。

＊申請手段は、①国のオンライン申請、②自治体の電子申請、③オフライン（FD・紙の書面提出）／窓口提出が並存しています。原則はオンラインですが、政令指定都市や一部自治体では書面のみの運用が残る場合があります。案件ごとに経路上の道路管理者を特定し、各管理者の最新案内（受付方式・手数料・交付方法）を確認してください。

# 申請の流れ（電子化対応）②

## 申請の流れ（千葉県内例）

- 
1. 車両情報・経路を整理
  2. 特車システムで入力・登録
  3. 経路自動生成 → 手動修正（交差点位置）
  4. 管理者別に審査（国道／県道／市道）
  5. 許可書電子交付（PDF携行）

## 許可書の扱い

- PDFを印刷して携行、または電子携行可。
- 有効期間：最大1年（恒常車両は3か月更新推奨）

# 必要書類と作成のコツ

- 車検証写し
- 車両諸元表（軸重・輪荷重・タイヤ間距離）
- 積載物概要書（重量・形状・積載位置）
- 経路図（橋梁位置を含む）
- 委任状（代理申請時）

## コツ

- 経路図は自動生成後、交差点位置のズレを必ず手動修正
- 複数管理者経路は一括申請可能だが、審査は個別処理（待機期間の主因）
- 橋梁データは自動審査対象拡大（2025年改定）。ただし旧データ区間は要照会。

# 経路設計と分割のポイント

- 1経路＝1出発地→1到着地
- 経由地が多い場合は「経路分割」で申請を複数化
- 橋梁が多い経路は審査時間が延びるため短経路化が有効
- 千葉国道事務所の担当経路は比較的迅速（平均10～14日）
- 市町村管理道路は照会回答が遅延しやすいため、余裕をもって申請

# 審査期間と手数料

## 標準処理期間

- 単純経路：7～14日
- 複数管理者経路：14～30日

## 手数料

- 1経路あたり200円（電子納付）
- 申請・変更・延長いずれも同額

## 改訂ポイント

- 再申請（変更・延長）は簡易審査ルートにより短縮可能
- 「橋梁審査14日基準」が全国共通化（2025年より）

# 当事務所のサポート内容

当事務所では、電子申請の登録から経路調整、許可書交付まで完全オンライン対応でサポートします。

## 主なサポート内容

- 経路図・諸元表の整備
- 代理申請（要委任状）
- 道路管理者照会
- 再申請・延長サポート
- 許可書PDF化・社内共有用フォーマット作成

# 報酬の目安

## 報酬（目安）

- 経路1本：11,000円（税込）～
- 台数追加：＋3,300円／台
- 経路修正・分割：2,200円～
- ルート設計代行：別途見積り

## 対応エリア

- 千葉県内全域（千葉国道事務所管内中心）
- 市町村道を含む複数経路対応可

## 所要日数

申請完了から交付まで：7～21日（経路数による）

# よくある質問（Q&A）

**Q. 自社で申請できますか？**

A. 可能です。GBizIDプライムの取得が必要です。

**Q. 許可書は紙で発行されますか？**

A. 電子交付（PDF）です。印刷または電子携行してください。

**Q. 一度の申請で複数経路を出せますか？**

A. 同一出発地～到着地の範囲で可能です。

**Q. 有効期間中に別の荷物を運べますか？**

A. 許可条件（重量・寸法）内であれば可能です。

**Q. 更新申請はいつから？**

A. 有効期限の1か月前から申請可。審査期間を考慮し早めに。

# 事務所案内

- 事務所名 かめやま行政書士事務所
- 代表者 亀山由佳
- 登録番号 第23101004号
- 所在地 千葉県茂原市本納2376-1
- 電話 0475-47-4168
- HP <https://kame-legal.jp>
- LINE <https://lin.ee/lqBaT5p>

---

【発行】かめやま行政書士事務所

初版：2025年10月 Ver.1.0

登録番号 第23101004号

© Kameyama Gyoseishoshi Office All rights reserved.

※本資料は一般的な情報提供を目的として作成されたものであり、内容の正確性・最新性を保証するものではありません。実際の申請に際しては、所管官庁または専門家にご確認ください。

---

